

# 入札説明書の改定にかかる説明資料

令和5年4月1日以降に契約を締結する業務より適用

※ただし、[業務能力評価型] 及び [業務チャレンジ型] は除く

国土交通省 近畿地方整備局  
用地部 用地企画課

令和5年2月

# 改定内容

## 1. 改定の概要

### 1-1. 入札説明書(共通事項)及び様式の改定点

近畿地方整備局ホームページに掲載しているとおりです。

<https://www-1.kkr.mlit.go.jp/land/nyuusatsusetimei-kyoutu.html>

### 1-2. 入札説明書(個別事項)の改定点

入札説明書(個別事項)4.(2)技術評価点を算出するための基準を見直しました。

具体的には別紙-2 ②実施方針 の評価項目、評価の着目点、配点等を改定しました。

主なところは

『重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応』及び

『地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案』を追加した点です。

また、「実施体制」は実施方針においては評価対象としません。

# 改定内容

## 2. 改定点の補足

### 2-1. 技術提案書の新たな「様式-10」

上記1-2. の実施方針の評価を改定したことに伴い、「様式-10」に記入いただく提案内容も変更しました。

様式-10は、2ページになりましたが、各ページに記入する項目は固定でお願いします。

(例えば、[工程計画] の欄を2/2ページに記入することはしないでください。)

### 2-2. 新たな技術提案内容

「様式-10」の2ページ目に

『重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応』及び

『地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案』を

記入していただくこととなります。

記入にあたりましては、特記仕様書、数量総括表、位置図等の発注者が交付する契約図書の内容を踏まえて、提案をお願い致します。

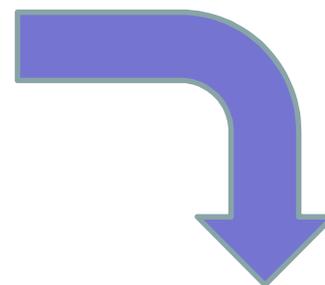
## 3. 参考資料

- ・入札説明書(個別事項)別紙-2 ②実施方針の新旧比較
- ・新たな「様式-10」

# (参考)入札説明書(個別事項)別紙-2 ②実施方針の新旧比較

②実施方針【様式-10、11】

評価項目	判断基準	評価の着目点		
		書面	ヒアリング+書面	
実施方針・業務実施フロー・工程計画・その他	業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	下記の順位で評価する。	10	
		① 正しく理解し、重要事項の指摘が複数ある	10	
		② 正しく理解し、重要事項の指摘がある	8	
		③ 概ね理解し、重要事項の指摘がある	6	
		④ 概ね理解	4	
		⑤ 理解度が低い	0	
	実施体制	従事者の経験、人数、資格、役割分担、代替要員の確保など業務を遂行するうえでの体制が十分に確保されている場合は優位に評価する。	下記の順位で評価する。	20
			① 体制が十分に確保されている	20
			② 体制が概ね確保されている	10
			③ 確保できていない部分がある	0
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	下記の順位で評価する。	20
			① 工程計画の妥当性が高い	20
			② 工程計画が概ね妥当である	10
			③ 工程計画の妥当性が低い	0
	業務の目的が理解されておらず、業務実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は評価せず、技術提案書を無効とする。		-	-
小計			50	



評価点欄  
 ※1 : 4段階評価  
 ※2 : 3段階評価  
 ※3 : 5段階評価

②実施方針【様式-10】

評価項目	評価の着目点		ヒアリング+書面	
	評価項目	評価点	配点	
業務の実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 (業務の実施方針に記載されている内容で評価する。)	※1	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	※2	10
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	※2	10
	その他	重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応の有効性が高い場合に優位に評価する。(複数記載の場合はより優位に評価する。ただし、最大2つまでとする。)	※3	10
		地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案の有効性が高い場合に優位に評価する。	※3	10
業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は評価せず、技術提案書を無効とする。		-	-	
小計			50	

